



# 第10章

## 計画の実現に向けて



## 1. 各主体の役割

### (1) 市民の役割

市民は、住まいづくりやまちづくりの主体として、住まいや住生活に対する意識を高め、個々の住宅や地域の住環境の向上と安定に寄与する役割が期待されます。特に、顕在化しつつある空き家等の問題は、市民が当事者意識を持つことが重要です。

また、一人ひとりの市民が地域活動に積極的に参加することで、地域コミュニティの維持や活性化に寄与することが期待されます。

### (2) 地域や NPO 法人<sup>\*</sup>等の役割

地域で活動する団体や NPO 等は、福祉的な活動、防災に関する活動、地域のまちづくりに関する活動など、住生活の向上のための支援や情報提供などを行うことが期待されます。

### (3) 住宅関連事業者の役割

事業者は、住宅市場を形成する一員として、行政が推進する住宅施策に連携・協力するよう努めることが求められるとともに、正確に課題を把握し、新たな時代に対応した形で住宅産業を活性化させていくことが期待されます。

また、市民に対しては、良質な住宅の供給や適切な情報提供を行いつつ、健全かつ公正な住宅市場を形成する役割が期待されます。

### (4) 焼津市の役割

市は、本計画の基本理念である「安全・快適で誰もが長く住み続けたい焼津の住まい」に向け、住民に身近な行政団体として、住宅政策を推進し、市民の住生活の安定や質の向上を実現する役割を担っています。

市民に対しては、的確な住情報の提供および住宅相談を実施するため、民間事業者や静岡県と連携しながら、情報提供・相談体制の整備を進めます。

また、住宅関連事業者に対しては、市民が安心して住宅を確保できるよう、各種制度の整備、誘導、技術等に関する研修や情報提供を進め、健全な住宅市場の形成を支援します。

さらに、公営住宅の供給等を通じて、民間住宅市場において自力での適切な住宅の確保が困難な世帯の居住の安定を確保します。



## 2. 推進体制の整備

本計画は、これからの10年を見据え、住宅政策の目標や施策展開について具体的かつ体系的に示したものです。したがって、本計画の実現にあたっては、様々な主体と連携して取り組んでいくことが重要です。

### (1) 市民・地域・市民団体等との連携

住宅政策は、市民生活と密接に関わっており、施策の実施にあたっては、市民や地域の協力を得ることが不可欠です。

そこで、住民や地域等との協働による住まいや住生活の向上を図るために、市民や地域、市民団体等への確かな情報の提供に努めるとともに、意見を施策に反映し、各種施策に連携して取り組んでいきます。

### (2) 民間団体との連携

住生活に関する情報提供や相談等にあたっては、建築、不動産、高齢者福祉、子育て支援、法律等の関連団体との連携や協力が不可欠であることから、定期的な情報交換や意見交換の機会を設けるなど、これらの団体の協力が得られる体制づくりに努めます。

### (3) 庁内関係部局との連携

住まいや住生活に関連するものは、住宅や建築等の分野にとどまらず、多岐の分野にわたっていることから、住宅や建築部局が個別に対応するのではなく、関連する都市計画、福祉、環境、産業、防災等の庁内関係各課と連携しながら、本計画を効果的かつ効率的に推進していく体制を整備していきます。

### (4) 周辺市町との連携

住まいや住生活に関する施策展開にあたっては、広域的に取り組むことで効果を高めることのできるものもあります。そのように、広域的に取り組むべき施策の推進にあたっては、周辺市町との連携を図ります。

### (5) 静岡県や国との連携

住宅政策は、国や県が実施する事業や制度に関連する部分が多いことから、国や県との連携を強化します。また、住まいや住環境に関する課題等を解決するための法制度や支援制度等について、必要に応じて、国や県に要望していきます。

### 3. 計画の進行管理

社会情勢の変化が急速に進む現代において、本計画で掲げた目標を実現するためには、計画の進捗状況を適切に評価し、必要に応じて柔軟に対応していくことが重要です。

このため、本計画の推進にあたっては、「PDCA サイクル」による進行管理を実施し、計画の見直し（改定）や新計画の策定へとつなげていきます。

<PDCA サイクルのイメージ>

